

令和7年度補正予算 都市鉱山回収量増加に向けた回収実証モデル事業 公募要領

1. はじめに

我が国は、「循環経済への移行」を国家戦略として位置づけ、資源循環を促進し廃棄物を最小化とともに、天然資源投入量を最小化する仕組みの構築を強力に推進しており、再生材供給のサプライチェーン強靭化を通じた再生材原料の供給安定化を目指している。

一方、国内には都市鉱山として我が国がほぼ全量を輸入に依存しているレアメタル等の鉱物資源が多く退蔵されており、不適正なルートで国内の鉱物資源が国外に流出する等、回収が十分できているとは言えない実態がある。

そのような状況の中、我が国もスピード感をもって国内での循環資源の効率的なリサイクル体制の拡充を加速化し、製造業への再生材の供給を拡大することで、「循環経済への移行」を加速させる必要がある。また、貴重な鉱物資源が不適正なルート等で国外に流出しないように、回収量が拡大するよう既存の個別リサイクル法等に基づくスキームを拡充していく必要がある。

以上より、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下、「家電リサイクル法」という。）、及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）における鉱物資源の回収量増加に向けた回収実証のモデル事業を実施し、今後の制度見直しの参考データとなるような先導的なモデル事業を行うことを目的とする。

2. 対象事業

（1）事業の内容

モデル事業実施者は、以下のいずれかの部門に関するモデル事業の計画を提案の上、環境省及び環境省が別途契約した事務局請負事業者（以下「事務局請負事業者」という。）と連携し、提案した事業計画に基づき事業を実施する。

モデル事業の実施に当たっては、環境省及び事務局請負事業者はモデル実施事業者に対し、必要に応じてヒアリングを実施する。

※本モデル事業期間内に必ず事業計画に基づく事業を実施（実証・試行も可）し、提案した事業の実践から得られた知見等を取りまとめること。

※事業の実施（実証・試行も可）を伴わず、事業実施前の調査・検討のみを前提とした事業計画は公募対象外とする。

※すでに都市鉱山の回収事業を実施している者が更なる取組拡大を目指す事業又は過年度の環境省モデル事業を活用し実施した事業と関連性がある事業を提案する場合は、事業計画において、すでに実施している事業と比較して検討が進展した部分や位置づけの差異等を明確にすること。なお、同一事業の継続と判断された場合には先導的なモデルと見なされず採択されないので注意すること。

と。

※モデル事業終了後も引き続き実施し更なる発展が見込まれるものや、他の自治体・事業者等への展開・波及が期待されるものを高く評価する。

※事業実施の前に、環境省で開催する審査委員会を経て、環境省と事業計画の内容の事前調整を図る場合がある。

※備品購入や施設整備を伴わないものとする。（モデル事業期間中にレンタルで設置するものは可）

部門Ⅰ：トレーサビリティ管理を活用した使用済小型家電回収モデル事業

使用済小型家電の回収量拡大のためには、市町村に負担をかけずに、直接市民から使用済小型家電を回収することが効果的だと思われる。また、市民としては、回収 BOX 等に持ち込むには手間がかかるため、自宅にいながら排出が可能である「宅配便等（宅配便、引越し時の帰り便、ガス給湯器の点検時等）による回収」の利便性が高いと思われる。

しかしながら、宅配便事業者等からは、小型家電リサイクルの収集運搬を行うためには、①小型家電運搬車両である旨の表示、②運搬事業者の再委託管理、③産業廃棄物である小型家電を運搬する際のマニフェスト管理の3点が参入障壁になっているという声もある。

本モデル事業は、宅配便事業者等において用いられているトレーサビリティシステムを活用し、①小型家電運搬車両である旨の表示の省略、②運搬事業者の再委託管理、③産業廃棄物である小型家電を運搬する際のマニフェスト管理の代替となり得るかについて検証を行うことを目的とする。

なお、小型家電リサイクル法における認定計画の範囲外でモデル事業を実施する場合は、使用済小型家電を有価物扱い（廃棄物ではない）として、モデル事業を実施する地元自治体の許可を得ることを条件とする。よってその場合、モデル事業における取扱品目はパソコン、スマートフォン等の有価性が高い品目が想定される。また、回収した使用済小型家電については、小型家電リサイクル認定事業者に引き渡すものとする。

具体的には、本モデル事業期間内における、事業スキームの検討、普及啓発資材の活用、関係主体との連携・調整等に対し、その費用の支援を行うものである。

<具体的なテーマ例>

- ・宅配便事業者による使用済小型家電の市民からの直接回収
- ・引越し事業者による引越し時の使用済小型家電の市民からの直接回収
- ・ガス給湯器点検事業者による点検時の使用済小型家電の市民からの直接回収

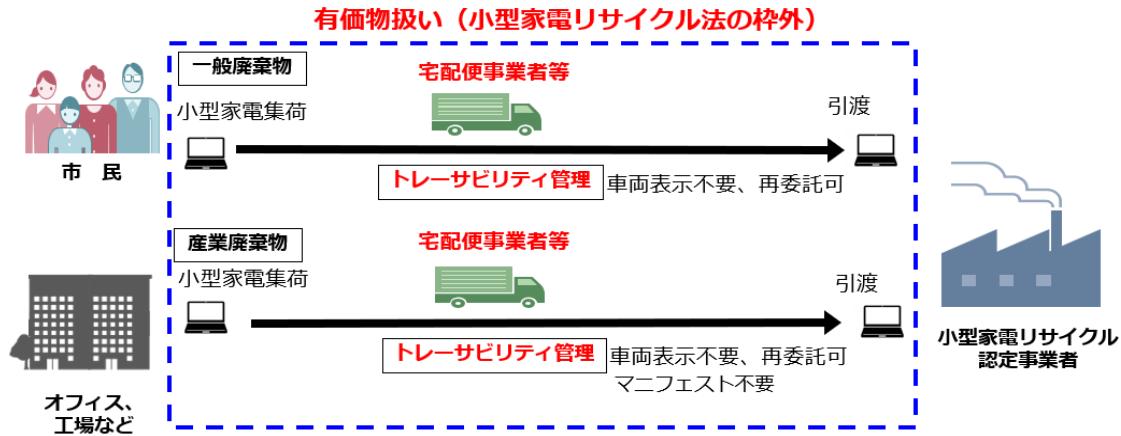
※上記の直接回収時に、市民が小型家電を排出するインセンティブを得られるよう、自治体等の地域通貨等を活用した市民へのポイント付与を行う事業スキームを提案いただくことも可能である。

※上記テーマはあくまで一例であり、事業規模の大小を問わず、地域の実情に応じた提案が対象事業となりうる。

<モデル事業イメージ>

トレーサビリティ管理を活用した使用済小型家電回収実証事業

- 使用済小型家電の回収量拡大のためには、市町村に負担をかけずに、直接市民から使用済小型家電を回収することが効果的だと思われる。また、市民としては、回収BOX等に持ち込むには手間がかかるため、自宅にいながら排出が可能である「宅配便等（宅配便、引越時の帰り便、ガス給湯器の点検時等）による回収」の利便性が高いと思われる。
- しかしながら、宅配便事業者等にヒアリングすると、小型家電リサイクルの収集運搬を行うためには、①運搬車両への表示、②運搬事業者の再委託禁止、③産業廃棄物である小型家電を運搬する際のマニフェスト管理の3点が参入障壁となっているという声もある。
- 宅配便事業者等で用いられているトレーサビリティシステム等を活用することにより、①運搬車両表示の表示省略、②運搬事業者の再委託運用の緩和、③マニフェスト管理の代替となり得るか、検証を行う。
- ただし、今回の事業においては、**使用済小型家電を有価物扱い（廃棄物ではない）**として、事業を実施する**地元自治体の許可を得ることを条件とする**。取扱品目は、パソコン、スマートフォン等の有価性が高い品目が想定される。



部門Ⅱ：家電リサイクルモデル事業

家電リサイクル法に基づく家電4品目の回収率は、令和5年度実績で70.4%と年々増加傾向にあり、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）で定めた、令和12年度までに達成すべき回収率目標（70.9%以上）に近いものとなっている。しかしながら、家庭用エアコンディショナー（以下、「エアコン」という。）の回収率実績は令和5年度実績で42.2%と他の品目と比較して著しく低く、基本方針で定めたエアコンの個別回収率目標（53.9%以上）を大幅に下回っている状況にある。

エアコンの回収率が低い状況の要因は様々に考えられるが、今回のモデル事業では次の阻害要因に着目した実証を行う。

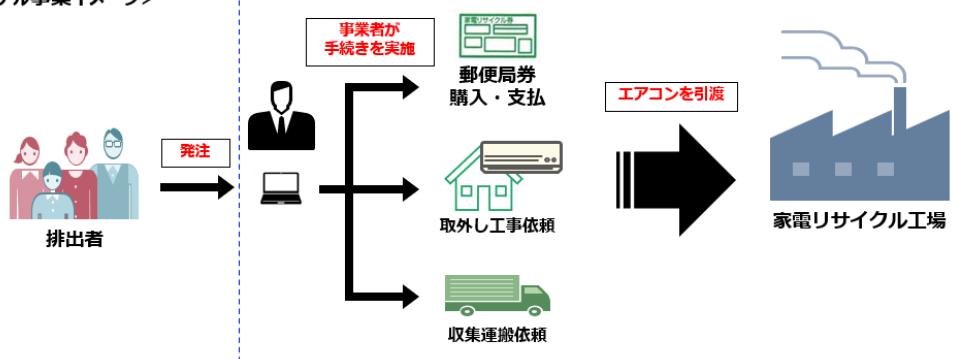
- ① 買い替えではない所謂引取義務外品となるエアコンの排出には、排出者自らが郵便局券の購入（リサイクル料金の支払い）、取外し工事業者及び収集運搬業者への依頼等、様々な手続きを行う必要があり、その煩雑さが適正な排出の阻害要因の一つとなっている可能性がある。そこで、排出の簡便さが回収率に繋がるかの検討及びエアコンの回収に係る制度上の制約等を洗い出して改善検討を行うことを目的に、これらの一連の手続きを1度の発注で排出者の代わりに一気通貫に実施するモデル事業を行う。
- ② 排出者の費用負担が阻害要因の一つとなっている可能性がある。現状、不用品回収業者等によるエアコン室外機の高額買取りが行われており、費用負担を求める適正排出と比較してコストメリットのある不用品回収業者等への引渡しに流れる傾向がある。そこで、費用と回収率の相関の確認及び不適正排出の抑制効果の検証を目的に、排出者に求めているリサイクル料金、エアコン取外し工事費、収集運搬料金等を補助するモデル事業を行う。なお、補助対象とする排出者は、エアコンの排出時の状況や現在の家電リサイクル法等に関するアンケートに回答した者とし、そのアンケート内容についてはモデル事業実施者が作成・提案の上、環境省と協議し、決定するものとする。

<モデル事業イメージ>

①エアコン回収の一括回収モデル事業

- 家電リサイクル法によるエアコン回収率向上のためには、**排出者が簡便にエアコンを排出することができる体制構築が効果的**だと思われる。
- しかしながら、買い替えではない所謂引取義務外品となるエアコンの排出には、排出者自らが郵便局券の購入（リサイクル料金の支払い）、取外し工事業者及び収集運搬業者への依頼等、様々な手続きを行う必要があり、適正な排出を行おうとしても躊躇してしまう可能性がある。
- これらの手続き、工事、運搬に関して、1度の発注で排出者の代わりに一気通貫に実施するモデル事業を行うことで、排出の簡便さが回収率に繋がるかを検討し、同時にエアコンの回収に係る制度上の制約等を洗い出して改善検討を行う。

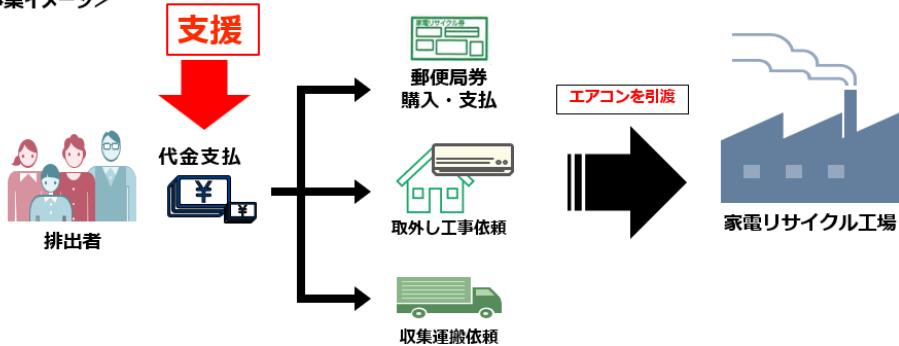
<モデル事業イメージ>



②エアコン回収料金の補助モデル事業

- 家電リサイクル法によるエアコン回収率向上のためには、**排出者の費用負担を低減することが効果的**だと思われる。
- 現状、不用品回収業者等によるエアコン室外機の高額買取りが行われており、費用負担を求める適正排出と比較してコストメリットのある不用品回収業者等への引渡しに流れる傾向がある。
- 排出者に求めているリサイクル料金、エアコン取外し工事費、収集運搬料金等を補助することで、費用と回収率の相関を確認し、不適正排出の抑制効果を検証する。

<モデル事業イメージ>



(2) 公募の対象

申請者は事業者※や地方公共団体等を原則とする。

なお、波及性の観点から地方公共団体や小型家電リサイクル認定事業者、家電リサイクル認定事業者等の参画による共同での提案が望ましい。

※「事業者等」とは、以下を想定し、いずれも「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者に限ります。

① 民間企業、② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、③ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等、④ 特定非営利活動法人、⑤ 学校法人、⑥ その他団体（モデル事業実施に必要な経理基盤、実施体制を有する団体に限ります）

部門Ⅰについては、以下の2点を必須要件とする。

① 小型家電リサイクル法の認定計画の範囲外でモデル事業を行う場合、モデル事業申請前に、モデル事業での取り扱う使用済小型家電について、有価物扱い（廃棄物ではない）として、モデル事業を実施する自治体の許可を得ること。（取扱品目は、パソコン・スマートフォン等の有価性が高い品目に限定することが想定される。）

※小型家電リサイクル法の認定計画の範囲内でモデル事業を行う場合、モデル事業を実施する自治体への許可は不要。

② 使用済小型家電の集荷、収集運搬、引渡までの一連の工程におけるトレーサビリティシステムを活用すること。

部門Ⅱについては、以下を必須要件とする。

- ① 現行の特定家庭用機器再商品化法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律を順守した事業提案であること。

(3) 事業の採択件数・支援額

本事業では、支援総額を6,000万円とし、部門Ⅰは総額3,000万円（税込み）・採択数3件程度、部門Ⅱは総額3,000万円（税込み）・採択数2件程度を予定する。

(4) 支援対象経費

本モデル事業では、申請者の事業計画に即して、環境省及び事務局請負事業者が技術的支援（事業内容や効果検証方法に関する助言等）を行う（モデル事業期間中3回程度の打合せを想定）とともに、事業実施に係る実費の全額又は一部を支援する。

実費の支援に関しては、具体的には、下記に該当する費用のうちモデル事業の実施に必要と認められ、かつモデル事業期間内に発生する経費を、事務局請負事業者から支払うものとする。本事業以外の経費と明確に区分し、伝票、証拠書類等を保管・整理すること。本事業に直接関係のない経費と判断された場合は支援対象外経費となる。不明点がある場合にはあらかじめ相談の上、適切な経費計上に努めること。

- ・会議・調整の費用（例：会場費、構成員の交通費・謝金等）
- ・広報・PRの費用（例：ポスター、パンフレット等の作成・配布費用）
- ・調査・検討・分析の費用（例：アンケート調査の実施費用）
- ・連携する事業者等への委託費（人件費等）
- ・機械器具等のリース・レンタル費用（例：リサイクル設備導入（リース）等）
- ・その他モデル事業の実施に必要と認められる経費（例：回収容器の製造・購入費、アプリの導入経費等）

※備品購入や施設整備（モデル事業期間中にレンタルで設置するものは可とする）等、事業終了後に財産となるような支出、単価が20万円を超える物品の計上は不可とする。

※経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号））に準じ、原則切り捨てとする。

※本事業の採択以前に発生する経費及び事業終了後に納品される物の経費の計上は不可とする。

(5) 事業の実施期間

選定結果の通知後から令和9年1月29日（金）まで

(6) 事業の成果報告

事業の成果を報告書として取りまとめ、提出すること。

報告書に記載する事項は、事業の実施内容、得られた知見（達成した成果、事業の効果等）、今後の検討課題、事業終了後の継続方針、他の地域・事業者等への展開・波及のポイント等を想定し、詳細は採択決定後に環境省及び事務局請負事業者と協議の上決定するものとする。

また、モデル事業期間中は、事業の進捗状況・予算執行状況を環境省及び事務局請負事業者に定期的

に報告すること（頻度は毎月1回程度を想定、フォーマットは環境省及び事務局請負事業者より提供）。

3. 応募方法等

(1) 応募方法

添付資料2の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式を添付して、下記(3)の応募先まで電子メールで提出すること。

(2) 公募期間

令和8年2月9日（月）16：00から同年3月19日（木）18：00まで（必着）

(3) 応募先

環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室

小型家電リサイクル担当（部門I）

家電リサイクル担当（部門II）

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email：hairi-recycle@env.go.jp

(4) 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室

小型家電リサイクル担当（部門I）清水、小林

家電リサイクル担当（部門II）恵美、寺野

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email：hairi-recycle@env.go.jp

※可能な限りEmailで問い合わせること。

TEL：03-6205-4946

4. 選定方法・基準等

(1) 選定方法

対象事業は、事務局請負事業者が開催する有識者等を構成委員とした審査委員会において、(2)の選定基準に基づき選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の提出等を求める場合がある。

(2) 選定基準

モデル事業の選定に当たっては、以下の観点から評価を行う。なお、選定に際しては、回収方法や地域性等も考慮する。

(ア) 事業の有効性

- ・使用済小型家電及び家電の回収量拡大に資するものか
- ・期待される効果と事業費との妥当性
- ・波及性の観点から地方公共団体や事業者等の参画がなされているか。

(イ) 事業の継続性、発展性・波及性

- ・モデル事業終了後も引き続き実施されることが見込まれるものか
 - ・モデル事業の更なる発展や他の地域・事業者等への展開・波及が見込まれるか
 - ・普及啓発も含め期待される効果は大きいか
- ※ここでの効果とは、モデル事業終了後の展開・波及が期待されることを意味し、他の地域・事業者等への展開・波及の可能性等を想定する。

(ウ) 事業の新規性・先進性

- ・これまでにない新規性・先進性のある取組か

(エ) 事業の具体性・実現可能性

- ・事業計画（スケジュール等）が適切であり、具体的に記載されているか
- ・事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか
- ・事業の効果検証（定量的・定性的な効果のいずれも）や課題整理の方法が適切であり、具体的に記載されているか
- ・事業成果の取りまとめ、環境省及び事務局請負事業者との連携・連絡調整等に対応し得る事業推進体制が整えられているか
- ・関連主体（自治体、事業者等）との円滑な協力や連携が図られているか（又はモデル事業内で協力や連携を図ることが具体的に計画されているか）

(3) 加点項目

モデル事業の選定に当たっては、以下のような加点に係る審査を行い、特に、事業内容に次の内容が含まれる場合には、評価へ加点を行う。

なお、当該加点項目が含まれない取組についても選定を妨げない。

部門Ⅰ. トレーサビリティ管理を活用した使用済小型家電回収モデル事業

- ・使用済小型家電の直接回収時に、市民が小型家電を排出するインセンティブを得られるよう、自治体等の地域通貨等を活用した市民へのポイント付与等を実施。

部門Ⅱ. 家電リサイクルモデル事業

- ・一般廃棄物（一般家庭排出）及び産業廃棄物（事業所排出）のいずれの廃家電も回収できる事業スキームが提案されていること。

(4) 選定結果

選定結果は、令和8年5～6月頃を目処に申請者へ文書等により通知する。(なお、通知時期は前後する場合がある。)

5. その他（注意事項等）

- ① 採択された場合は、モデル事業実施者として、環境省及び事務局請負事業者と連携し、事業内容の詳細を打ち合わせた上で事業を開始する。進捗管理、分析、実施報告等に必要な書類等は、事務局請負事業者の案内に従って提出すること。
- ② 事業の進捗に応じ、環境省への報告等が別途求められる場合がある。併せて、本モデル事業の実施に当たり有識者等から助言を得るため、環境省で開催する検討会（令和8年度内に2回程度、オンラインを予定）への出席、同検討会の資料作成、事業内容の説明等が別途求められる場合がある。
- ③ 事業の進捗状況、環境省への報告内容等から事業計画に基づく事業実施が困難と認められる事業については、採択が取消しどとなり、モデル事業実施者に対し支援対象経費が支払われない場合や、支援対象経費の返還が求められる場合がある。
- ④ 本事業の目的がその成果を広く発信することを通して他の地域・団体等への展開・波及を図ることであることを踏まえ、申請者は、モデル事業終了後も含め、本事業の成果を地域内外に積極的に発信し、他の地域・団体等への展開・波及に努めること。
- ⑤ モデル事業終了後、事業成果のフォローアップ（モデル事業終了後の取組状況や、他の地域・団体等への展開・波及状況の確認）等のため、ヒアリング等により環境省への報告が求められる場合がある。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、申請書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

（以上）